

きゃんせ長浜

発行／長浜市役所
 編集／企画調整課
 No.17 平成19年7月15日発行
 長浜市高田町12-34
 TEL 0749-62-4111 FAX 0749-63-4111
<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>



お知らせ

8月1日からは新しい国民健康保険高齢受給者証で受診を

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降にご使用いただく受給者証(浅黄色)は、7月20日以降に送付します。現在お使いの受給者証は、8月になったら、各自で確実に破棄してください。

高齢受給者証は70歳から74歳までの老人保健医療受給者でない方を対象に交付される証です。老人保健の医療受給者証(白色)をお持ちの方については、負担割合が変更になる方以外は現在お持ちの受給者証を引き続きお使いいただけます。

☎保険医療課(☎6512)
 浅井支所市民福祉課(☎4353)
 びわ支所市民福祉課(☎5253)

消費生活相談窓口

借金があり悩んでいるが誰にも相談できずに困っている方や、借金返済のため借金を繰り返し多重債務で困っている方、一人で悩まず気軽に相談ください。

☎長浜市消費生活相談窓口(環境保全課内☎6567)平日9～16時

児童文化センター(ササノボ) 夏休み期間中の利用時間

児童文化センターでは、子どもたちが少しでも安全に遊べるように、夏休み期間中は、年齢ごとに利用時間を設定しますのでご協力ください。

【実施期間】7月20日(金)～8月31日(金)

【時間区分】乳幼児は保護者同伴

乳 幼 児：9時～12時45分

小学生以上：13時～16時45分

☎児童文化センター(☎6433)

水稲病害虫防除にご協力を

水稲病害虫防除を下記のとおり行います。散布区域のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。(天候等で日程変更あり)

○長浜地域(地上防除)

7月22日(日)、8月5日(日)、19日(日)の午前5時頃～7時頃

○浅井地域(無人ヘリ防除)

8月上旬頃の早朝～10時頃

○びわ地域

無人ヘリ防除：7月31日(火)～8月3日(金)の午前5時～10時頃

集落協定防除：7月28日(土)～8月6日(月)の早朝～10時頃

☎各地域病害虫防除協議会事務局、長浜・びわ地区(農林水産課内☎6522)、浅井地区(北びわこ農協浅井事務所内☎40002)

注意！文化財の盗難事故多発

近頃、仏像・掛け軸など貴重な文化資料の盗難が相次いでいます。被害に遭わないよう、施設設備の再点検や定期的な見回り等、文化資料の管理に十分ご注意ください。

☎文化財保護センター(☎640395)

ふれあい備品購入助成

自治会を対象に備品の購入費を助成します。(限度額10万円)

【助成額】備品購入費の4分の3

【締切り】7月31日(火)

【対象数】10自治会(多数の場合、過去に配分を受けていない自治会から抽選で決定)

☎社会福祉協議会(☎21804)

竹生島 長浜市民クルーズ07

文化財が数多く残る竹生島をもっと知っていただくため、市民限定で乗船料が特別優待されます。

【対 象】長浜市民(住所を証明できるものを持参ください)

【期 間】7月21日(土)～9月2日(日)

【運行時間】9時～15時15分までの毎便 ※各便先着20名(要予約)

【料 金】大人1,800円 小学生900円 (拝観料込み) ※長浜港発着

※通常：大人3,380円 小学生1,800円

共催：(社)長浜観光協会

☎琵琶湖汽船長浜支社(☎23390)

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市では、市民のみなさんに市政に対する理解と信頼を深めていただくため、情報公開条例と個人情報保護条例を制定し、市が保有する公文書をみなさんからの請求に応じて公開しています。

昨年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)の情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況は右のとおりです。

また、市議会の議案書や議事録、統計書等の行政資料をみなさんに見ていただけるよう、市役所本館の1階に市政情報コーナーを設けていますのでご利用ください。

お問合せは、総務課(☎6503)へ。

■平成18年度 情報公開条例の運用状況

①公文書の公開請求の件数 25件

②公文書の公開請求に関する決定状況
 公開 9件 部分公開 13件 非公開 0件
 不存在 5件 取下げ 1件

③不服申立ての件数 1件(認容1件)

④市政情報コーナー複写機の利用枚数 8,175件
 ※一つの請求が複数の所属にまたがり、それぞれの所属ごとに決定を行ったものがあるため請求件数と決定件数は一致しません。

■平成18年度 個人情報保護条例の運用状況

①個人情報の開示請求等の件数 28件

②個人情報の開示請求等に関する決定状況
 開示 22件 部分開示 4件
 不訂正 0件 不開示 2件

③不服申立ての件数 0件

7月15日(日)～24日(火)は夏の交通安全県民運動

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②飲酒、暴走等悪質・危険運動の根絶
- ③後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

夏はレジャーの季節として出かける機会が多くなり、交通量が増えます。また、夏休みで子どもも自転車に乗る機会が増えますので、いつも以上に注意深く、余裕をもって安全運転に心がけましょう。